

ダウンロード

○北海道公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和38年10月12日条例第34号）

北海道公衆浴場入浴料金審議会条例

昭和38年10月12日
条例第34号

改正 平成21年3月31日条例第15号
〔北海道条例の整備に関する条例第59
条による改正〕

北海道公衆浴場入浴料金審議会条例をここに公布する。

北海道公衆浴場入浴料金審議会条例
(設置)

第1条 公衆衛生の見地から適正な公衆浴場の入浴料金について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、公衆浴場の入浴料金の統制額について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 公衆浴場の利用者等を代表する者

(2) 公衆浴場の経営者を代表する者

(3) 学識経験者

3 前項第1号及び第2号の委員は、同数とするものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任し、又は解嘱することができる。

一部改正〔平成21年条例15号〕

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成21年条例15号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）